

記者発表資料

「特殊車両通行許可オンライン申請センター」を設置します ～本局で一元受付し、事務の効率化・迅速化を図ります～

特殊車両通行許可事務の効率化及び迅速化を図るため、令和元年10月1日、関東地方整備局道路部に「特殊車両通行許可オンライン申請センター」（以下、特車センターという。）を設置します。

申請者はこれまで申請先事務所等を任意に選択できたため、特定事務所への申請集中や複数事務所あての重複申請が発生しておりました。申請書の提出先を「関東地方整備局（特車センター）」に統一することから、特定事務所への申請集中や複数事務所あての重複申請などを解消するとともに、各事務所の合計の申請件数が約2割減少すると想定され、許可事務の効率化や審査日数の短縮が期待されます。

1. 特車センターの所掌事務

道路法47条の2に規定する手続きで「特殊車両通行許可システム」からオンライン申請されたものについて

- 1) 受付に関すること
- 2) 申請の審査及び許可に関すること
- 3) 各国道事務所への割当て等に関すること など

2. 組織及び設置場所：

- 1) 組織 センター長等 総勢 11名体制
- 2) 設置場所 道路部交通対策課内に「特車センター」を設置

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、横浜海事記者クラブ、茨城県政記者クラブ、栃木県政記者クラブ、刀水クラブ・テレビ記者会、埼玉県政記者クラブ、千葉県政記者会、都庁記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、山梨県政記者クラブ、長野県庁会見場、長野市政記者クラブ、長野市政記者会

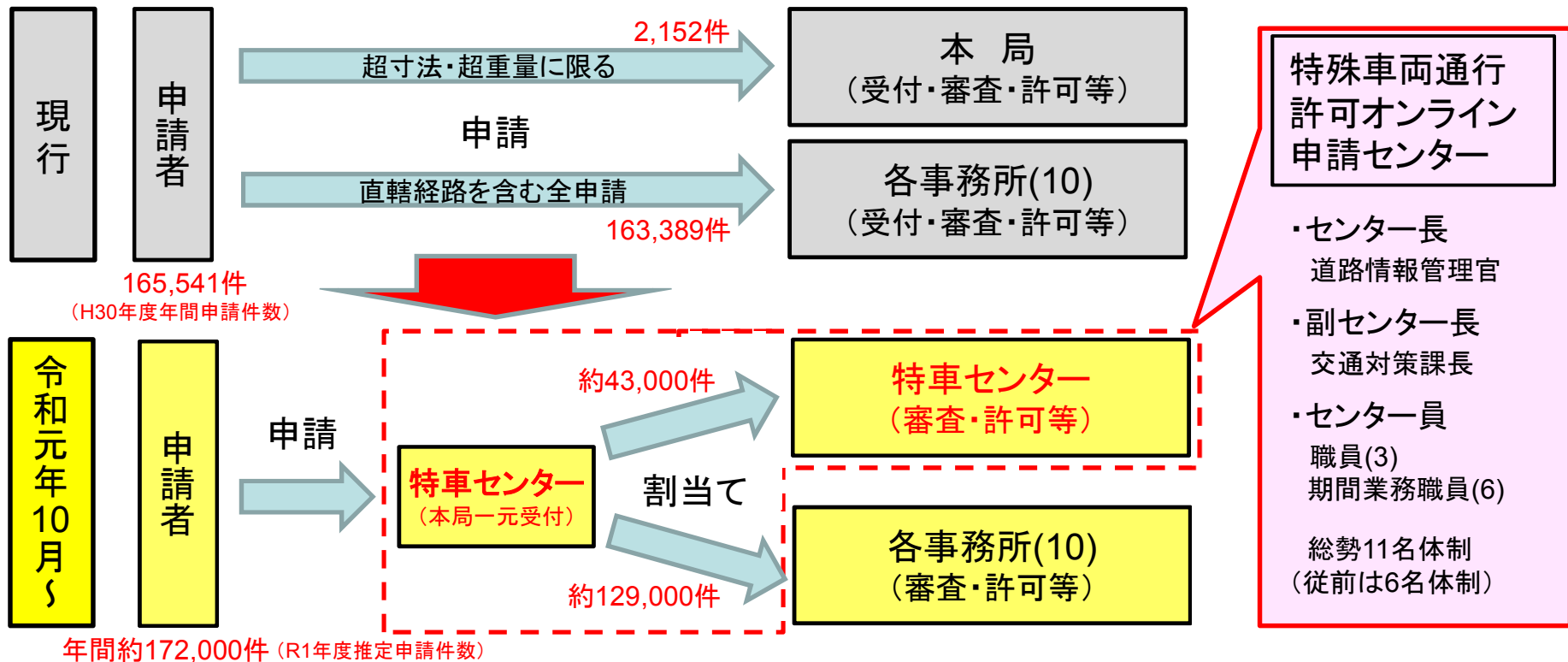
問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局

企画部	企画課長補佐	原田(はらだ)	TEL 048-600-1329	
○道路部	交通対策課長	下坪(しもつぼ)	TEL 048-600-1346	(○主な問合せ先)
	建設専門官	福嶋(ふくしま)	TEL 048-600-1346	

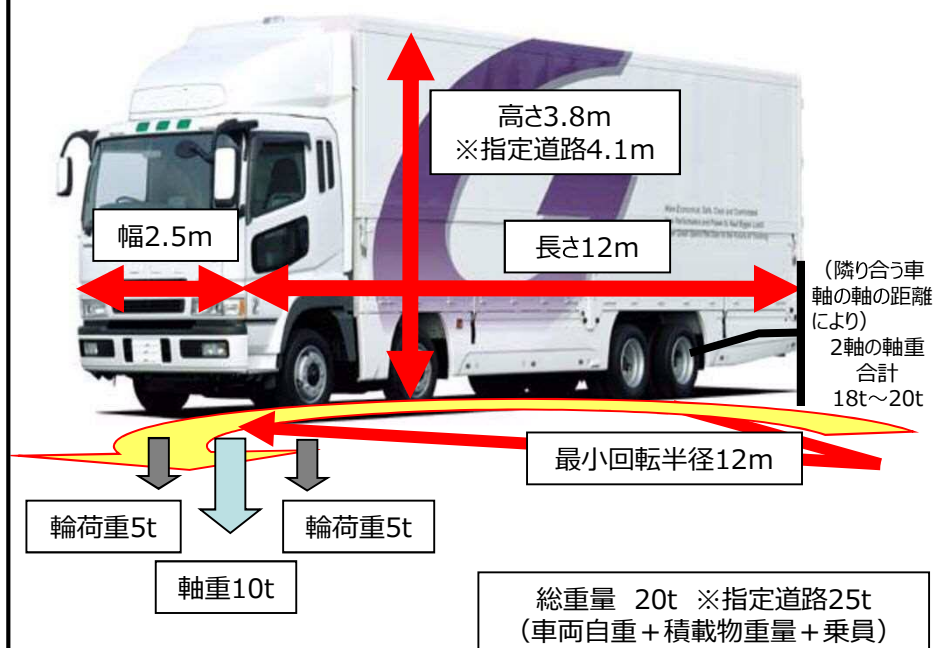
特殊車両通行許可オンライン申請センターについて

- 現在、関東地方整備局に提出される特殊車両通行許可オンライン申請については、申請者が提出先事務所を任意に選択しているため、特定事務所への申請集中、複数事務所あての重複申請が発生している状況。
- 特殊車両通行許可事務の効率化と審査日数の更なる短縮を図るため、特定事務所への申請集中の回避、複数事務所あての重複申請の防止、滞留状況等による臨機の配分を可能とするため、「特殊車両通行許可オンライン申請センター」を設置。
- 申請者が指定できる提出先窓口を「関東地方整備局（特車センター）」に統一し、オンライン申請の一元受付、各事務所への申請の割当て等を実施。



- 道路は一定の規格の車両が安全・円滑に通行できるよう造られており、この規格（※一般的制限値）を超える車両は、原則として通行できない（道路法第47条第2項）
- 車両の構造や積載貨物が特殊である場合に限り、道路の構造を保全し、又は交通の危険の防止に必要な条件を附して通行を許可（道路法第47条の2第1項）

車両制限令に基づく車両の一般的制限値



特殊車両通行許可の手順

